

## 中間レビュー（案）への指摘事項および対応の考え方

	主な指摘事項	対応の考え方
1	エコドライブや交通流対策など、排出削減量を算定し難い施策についても、何らかのかたちで施策効果を示すべき。	<p>以下の試算により、取組による効果を確認した。 同時に、この試算により、取組の効果を発揮するにあたっての留意点の示唆も得られた。</p> <p>① エコドライブについては、普通貨物車におけるこれまでの実測例から、概ね、窒素酸化物は3割程度、粒子状物質はDPFの無い車両について4割程度の削減効果があり得ると考えられた。この情報をもとに、幹線道路を走行する普通貨物車について、排出ガス規制の種類別に年間走行量を適用して、エコドライブによる最大削減可能性量を試算した結果、次のことがわかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <u>自動車NO<sub>x</sub>、自動車PMともに最大約3割の排出削減効果の可能性</u>がある（実際の削減効果はこの範囲内で発揮されていると考えられる。）。</li> <li>➤ <u>自動車NO<sub>x</sub>排出削減効果の約9.2%は新長期規制（平成17年規制）以前の排出ガス規制適用車（走行量の比率は約7.7%）、自動車PM排出削減効果のほぼすべてが長期規制（平成9～11年規制）以前の排出ガス規制適用車であり、より古い排出ガス規制適用車両について重点的に取組むことが効果的と考えられる。</u></li> </ul> <p>【参考資料2 目録3-5 p9 表1-3、1-4参照】</p> <p>② 交通流対策については、例として普通貨物車による輸送を一般道路から高速道路経由に変更することにより、<u>NO<sub>x</sub>で約2割、PMで数%の排出量削減の可能性</u>が示唆された。</p> <p>【参考資料2 目録3-7 p2 表1-3参照】</p> <p>③ 物流の効率化については、例として一定量の貨物を少ない台数に集約することにより、NO<sub>x</sub>及びPM排出量は低減するが、車両に適用される排出ガス規制により効果は大きく異なり、<u>集約する車両に適用される排出ガス規制が古いものとならないよう留意する必要性</u>が示唆された。</p> <p>【参考資料2 目録3-6 p2 表3、4参照】</p>

	主な指摘事項	対応の考え方																																																														
2	SPMの環境基準非達成（2日以上連続で日平均値が環境基準値超過したこと）の要因について、各自治体で把握している情報を整理されたい。	<p>各自治体において以下の情報を把握していることを確認した。            （カッコ内は平成23～27年度中の対策地域内自排局における非達成件数（非達成局数×年度数）            65件のうち、当該情報を採用して非達成の主な要因を判断した件数）</p> <p>①気象庁黄砂情報（47件）            ②光化学スモッグ予報等発令（9件）            ③光化学オキシダント濃度の上昇（12件）            ④広範囲でのSPM濃度の上昇（36件）            ⑤気象情報（風、気温、日射または気圧配置）（11件）            ⑥その他の情報（大気安定度、SO<sub>2</sub>常時監視結果。計4件）</p> <table border="1" data-bbox="757 730 1883 1139"> <thead> <tr> <th rowspan="2">非達成の主な要因</th> <th rowspan="2">非達成件数 (H23～27)</th> <th colspan="6">非達成要因を判断した情報</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>黄砂</td> <td>47</td> <td>47</td> <td></td> <td></td> <td>25</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>気象要因</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>光化学現象</td> <td>6</td> <td></td> <td>4</td> <td>2</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>光化学現象及び気象要因</td> <td>10</td> <td></td> <td>5</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>65</td> <td>47</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>36</td> <td>11</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>環境基準非達成の要因については、非達成事案ごとに状況が異なる可能性もあるため、今後も情報を収集していくこととしている。【中間レビュー本文案p 5、10～11行目】</p>	非達成の主な要因	非達成件数 (H23～27)	非達成要因を判断した情報						①	②	③	④	⑤	⑥	黄砂	47	47			25			気象要因	1					1	1	光化学現象	6		4	2	6			光化学現象及び気象要因	10		5	10	5	10	3	不明	1							合計	65	47	9	12	36	11	4
非達成の主な要因	非達成件数 (H23～27)	非達成要因を判断した情報																																																														
		①	②	③	④	⑤	⑥																																																									
黄砂	47	47			25																																																											
気象要因	1					1	1																																																									
光化学現象	6		4	2	6																																																											
光化学現象及び気象要因	10		5	10	5	10	3																																																									
不明	1																																																															
合計	65	47	9	12	36	11	4																																																									

	主な指摘事項	対応の考え方
3	<p>目標評価手法における数値計算の値は、高濃度となる地区を極力見落とさないように調整した値であることから、濃度推計値とは異なる。そのことが誤認されないよう表現されたい。</p>	<p>目標評価手法においては、数値計算及び簡易測定等の測定手法を用いて、測定局の無い地区等における環境濃度の状況を推定する。</p> <p>数値計算により算定する値は、高濃度となる地区を極力見落とさないように調整した値であることから、濃度推計値と誤認されないよう、「判定用算定値」と表現する。</p> <p>【中間レビュー本文案 p 19、6～11 行目】</p>
4	<p>環境濃度は自動車以外の発生源の影響も受ける。自動車NO<sub>x</sub>・PM法の目的は、自動車排出ガスによる寄与をなくすことが目的。それぞれの地区の状況によっては、必ずしも自動車排出ガス対策のみによって環境基準の完全な達成を目指す趣旨ではなかったのではないか。</p>	<p>各種発生源の環境濃度への寄与度、あるいは地形や構造物の影響等は、地区ごとに状況は大きく異なると考えられる。自動車NO<sub>x</sub>・PM対策の目的の達成状況の総括にあたっては、これらの要因についても情報を集めて考察する必要性が考えられるため、「自動車発生源の沿道の環境濃度に及ぼす影響や、局地的な高濃度に及ぼすその他の影響についても考慮することとする。」旨を追記する。</p> <p>【中間レビュー本文案 p 20、32～33 行目】</p> <p>なお、目標評価手法において用いる数値計算手法は、環境基準の確保の状況を評価するために、自動車以外の発生源の影響も含めて評価できる手法としており、評価に伴って、各地点の環境濃度に及ぼす各種の発生源（自動車、固定発生源、船舶等）の寄与度（推定値）の情報も得られる。</p>
5	<p>目標評価手法の技術的な手順は理解するが、住民にとって安心できる情報が提供できるよう、評価結果の表現には工夫が必要ではないか。</p>	<p>中間レビュー本文では、目標評価手法の技術的な手順や留意事項等を中心に記述しているが、最終的に評価結果をとりまとめる際には、ご指摘の点について留意することとする。</p>